

○国土交通省告示第千五十六号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第五条第一項の規定に基づき、建設業法第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件（平成十二年建設省告示第二千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

二及び九中「計画・建設産業課」を「建設産業課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。